

学内端末機・プリンタ等賃貸借契約総合評価一般競争入札心得

公立大学法人大阪府立大学

(目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪府立大学が行う学内端末機・プリンタ等賃貸借契約総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程及びその他の法令並びにこの心得並びに入札説明書、仕様書等の各条項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを行ってはならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書、仕様書等契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 4 入札及びに契約に関して用いる言語は、日本語とする。
- 5 入札及びに契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、定められた日時までに定められた場所に、所定の入札書及び定められた種類及び部数の本業務に関する総合評価審査資料等を提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 3 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札書及び総合評価審査資料・技術審査資料の提出期限まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当者等に提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の提出期間、提出場所以外に提出された入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (4) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (5) 談合その他不正行為により入札をしたと認められる入札
- (6) 必要書類に不足があった者のした入札
- (7) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札

- (8) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか他人の代理人を兼ねて入札をした者の入札
- (11) 同一の入札について、2以上の代理人となった者の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第8条 入札金額記載の文字は、アラビア数字とし、最初の数字の前に¥記号をつけること。

2 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定等)

第9条 落札者の決定に当たっては、落札者決定基準に基づき、総合評価審査資料の評価である技術点に入札価格等の価格評価である価格点を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が予定価格を上回っているときは、失格とする。

2 次の場合には落札者とししない。

- (1) 落札者決定基準において落札者とししないとされる者
- (2) 入札から落札者決定までに、入札者が参加資格要件に該当しなくなったとき
- (3) 本事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當と認められるとき

3 他の入札書に記載された金額よりも異常に低い金額を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することがある。

(落札決定)

第10条 落札決定は、入札参加者へ書面で通知する。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社と公立大学法人大阪府立大学を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。）を締結した場合又は、過去2年の間に公立大学法人大阪府立大学、国又は地方公共団体と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有する場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第12条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第13条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第14条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従わなければならない。